

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

| 変更前 (変更点に下線) | 変更後 (変更点に下線) |
|-----------------|-----------------|
| 平成27年4月28日施行 | 平成27年4月28日施行 |
| 平成27年8月31日変更 | 平成27年8月31日変更 |
| 平成28年4月1日変更 | 平成28年4月1日変更 |
| 平成28年7月11日変更 | 平成28年7月11日変更 |
| 平成28年10月18日変更 | 平成28年10月18日変更 |
| 平成29年4月1日変更 | 平成29年4月1日変更 |
| 平成29年9月6日変更 | 平成29年9月6日変更 |
| 平成30年6月29日変更 | 平成30年6月29日変更 |
| 平成30年10月1日変更 | 平成30年10月1日変更 |
| | 平成31年 月 日変更 |
| 送配電等業務指針 | 送配電等業務指針 |
| 電力広域的運営推進機関 | 電力広域的運営推進機関 |

| 変更前(変更点に下線) | 変更後(変更点に下線) |
|---|--|
| <p>(送電系統の容量の確定)</p> <p>第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>第105条に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ</u>場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。</p> | <p>(送電系統の容量の確定)</p> <p>第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>次の各号に掲げる事情が生じた</u>場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。</p> <p>一 系統連系希望者が、連系承諾後1か月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合 二 系統連系希望者が、工事費負担金契約に定められた工事費負担金を支払わない場合 三 第105条第1項第2号から第5号に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合</p> |
| <p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 系統連系希望者は、連系承諾後、速やかに、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項但書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p> | <p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 系統連系希望者は、連系承諾後<u>1か月以内に</u>、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項但書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p> |
| <p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。</p> <p>一 接続契約が解除等によって終了した場合 二 系統連系希望者が、連系承諾後、工事費負担金の金額等に照らし、通常、工事費負担金契約の締結に必要と考えられる期間を超えて、工事費負担金契約を締結しない場合 三 系統連系希望者が工事費負担金契約に定められた期日までに工事費負担金を支払わない場合 四 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合 五 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更（但し、軽微な変更は除く。）する必要が生じる場合 六 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調（海域の占用が認められない場合を含む。）等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p> | <p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。</p> <p>一 第97条第2項第1号及び第2号に基づき送電系統の容量を取り消した場合 二 接続契約が解除等によって終了した場合 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更（但し、軽微な変更は除く。）する必要が生じる場合 五 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調（海域の占用が認められない場合を含む。）等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p> |

| 変更前(変更点に下線) | 変更後(変更点に下線) |
|---|--|
| (運用容量の算出断面) 第197条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごとの値を算出する。 一 翌々日より前の断面の運用容量を算出する場合 二 市場分断の発生が見込まれない場合 三 第195条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合 | (運用容量の算出断面) 第197条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごとの値を算出する。 一 週間計画より前の断面の運用容量を算出する場合 二 市場分断の発生が見込まれない場合 三 第195条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合 |
| (事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。 一 事業者コード 事業者名を特定する番号 二 系統コード 発電所の地点等を特定する番号 三 バランシンググループ（B G）コード BGを特定する番号 四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号 五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号 六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号 七 需要抑制計画コード 需要抑制計画等の基本情報を特定する番号 (新設) | (事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。 一 事業者コード 事業者名を特定する番号 二 系統コード 発電所の地点等を特定する番号 三 バランシンググループ（B G）コード BGを特定する番号 四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号 五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号 六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号 七 需要抑制計画コード 需要抑制計画等の基本情報を特定する番号 八 特定託送コード 自己託送等の精算に必要な基本情報を特定する番号 |
| (新設) | 附則(平成31年月日) (施行期日) 本指針は、平成31年月日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 |